

令和 8 年

第 2 回市議会定例会 議案第 8 号

函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定
の要件を定める条例等の一部を改正する条例の制定につい
て

函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定
める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 1 日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定
の要件を定める条例等の一部を改正する条例

(函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を
定める条例の一部改正)

第 1 条 函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要
件を定める条例（平成 3 1 年函館市条例第 7 号）の一部を次のように
改正する。

第 4 条第 3 項中「35 人」を「30 人」に改める。

第 5 条第 6 項を同条第 7 項とし、同条第 5 項の次に次の 1 項を加え
る。

6 第 1 項、第 2 項および第 4 項の規定により置かなければならない
保育士の資格を有する者については、1 人に限って、当該認定こど
も園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職
員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）もしくは大
学院において、心理学を専修する学科、研究科もしくはこれに相当
する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団心理療法の
技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められ
る者をいう。）または障害児の療育に関する知識および経験を有す
る者であって、障害児の療育の指導を行う業務に 5 年以上従事した

経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識および経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第6条を附則第8条とし、附則第5条中「前条」を「附則第4条」に改め、同条を附則第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

第7条 第5条第6項および附則第4条の規定により特定理学療法士等および看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者（同項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第4条の次に次の1条を加える。

第5条 第5条第6項の規定により同条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者を特定理学療法士等をもって代える場合においては、当該特定理学療法士等の総数は、第4条第1項および第2項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

（函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例（令和7年函館市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「規定」の後ろに「（満3歳以上満4歳未満の子どもに対する教育および保育に従事する者の数に関する基準に限る。）」を加え、附則に次の1項を加える。

3 子どもに対する教育および保育に従事する者の配置の状況に鑑み、

教育および保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第4条第1項の規定（満4歳以上の子どもに対する教育および保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の第4条第1項の規定（満4歳以上の子どもに対する教育および保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する認定こども園における1学級の子ども数については、第1条の規定による改正後の函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第3項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

（提案理由）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園について、学級の編制の基準に関する規定および職員の配置の特例に関する規定を整備するため